

地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業
実施要綱

令和4年4月13日 4 推推第111号
改正令和6年4月1日 5 推推第985号

（目的）

第1条 東京都においては、東京版Society5.0の実現に向けて、スマート東京実施戦略を策定し、「スマート東京」の実現に向けた取組を加速させている。デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民のQOLの向上を目指す「スマート東京」の実現に向けては、デジタルの力でまちのバージョンアップを図るような取組が様々な地域でそれぞれの実情に則しながら進むことが重要となる。

東京においても、地域の特性・資源等を活かし、その地域の課題解決や住民ニーズの充足等をまちのスマート化で実現するような取組事例の創出・展開を進めていく必要がある。

そこで、地域が主役となって進める都市・まちのスマート化の取組を支援し、地域主体の先進事例を創出・集積を図ることを目指し、スマート東京先進事例創出事業を実施する。

この要綱は、地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業の実施について、基本的な事項を定めることを目的とする。

（事業内容）

第2条 本事業では、区市町村や大学、地元企業等が主体となって進める住民ニーズ・地域課題に基づくまちのスマート化の取組を先行事例として支援するとともに、都内各地への横展開を促進していく。

（公募）

第3条 知事は、本事業の対象となる事業計画を公募する。

2 前項の公募に応じる者は、事業計画を作成し、別紙の申請書（別記第1号様式）を知事に提出する。

3 その他公募に必要な事項は、別に定める。

（審査会及び決定）

第4条 知事は、前条により提出された申請書について、別に定める審査会に諮った上、支援計画を決定し、通知書（別記第2号様式）により事業主体に通知する。

2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 その他審査会及び決定に必要な事項は別に定める。

（計画の実施）

第5条 事業主体は、第4条により支援対象として決定を受けた計画の適切かつ効果的な実施に

努めなければならない。

（事業計画の変更）

第6条 計画の変更を行う場合には、知事に報告を行わなければならない。ただし、変更内容が以下に掲げるものに該当する場合には、変更承認申請書（別記第3号様式）により知事に申請するものとする。

（1）事業計画の内容を大幅に変更しようとするとき

（2）第4条第2項の規定に基づき知事が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更しようとするとき

2 知事は、第一項の申請について承認した場合は、変更承認通知書（別記第4号様式）により事業主体に通知する。

（事業計画の中止）

第7条 事業計画の中止の承認を受けようとする事業主体は、中止承認申請書（別記第5号様式）により知事に申請するものとする。

2 知事は、第1項の申請について承認をした場合は、中止承認通知書（別記第6号様式）により事業主体に通知する。

（事業計画の取消）

第8条 正当な理由なく計画の遂行に著しい支障が生じ、遂行が困難と認められる場合には、知事は第4条及び第6条において決定又は承認した事業計画を取り消すことができる。

（助成）

第9条 知事は、事業主体が実施する事業計画に基づく事業について、別に定める要綱等に基づき助成することができる。

（支援期間）

第10条 第4条で決定した事業主体に対する支援は、3か年度にわたり連続して行うことができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年4月13日付4デ推推第111号）

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付5デ推推第985号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。